

大阪市市民表彰審査会設置規程

○大阪市市民表彰審査会設置規程

昭和53年12月28日

達第5号

改正 昭和57年4月1日達第5号

昭和63年4月1日達第7号

平成元年4月1日達第5号

平成4年8月13日達第9号

平成9年4月1日達第8号

平成13年4月1日達第12号

平成14年8月9日達第31号

平成20年3月31日達第10号

平成24年6月8日達第17号

平成25年3月29日達第4号

平成25年6月7日達第39号

平成29年3月31日達第18号

大阪市市民表彰審査会設置規程を次のように制定する。

大阪市市民表彰審査会設置規程

(設置)

第1条 大阪市表彰規則（昭和53年大阪市規則第121号）第2条に規定する市民表彰の適正を期するため、本市に大阪市市民表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市民表彰の被表彰者についての審査を行う。

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことがある。

2 委員長は、市長が指名する副市長をもって充てる。

大阪市市民表彰審査会設置規程

3 委員は、政策企画室長、経済戦略局長、市民局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、建設局長、教育次長及び市長が指名する区長の職にある者をもって充てる。

4 臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員長は、議事その他の会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、政策企画室において処理する。

(施行の細目)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日達第5号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日達第7号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日達第5号）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成4年8月13日達第9号）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日達第8号）

大阪市市民表彰審査会設置規程

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成13年4月1日達第12号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成14年8月9日達第31号）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日達第10号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月8日達第17号）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日達第4号）

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月7日達第39号）

この改正規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日達第18号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。